

# 2015 年度政務活動費支出の概要と考え方 (2015 年 4 月～2015 年 8 月)

日本共産党仙台市議団

団長 嵯峨サダ子

< 修正後 >

○ 政務活動費交付額	12,250,000円
(月35万円 × 5ヶ月 × 7人)	
預金利息	453円
支出額	3,531,730円
返済額	8,718,723円

※ 参考(過去の支出額) 2013 年度 20,965,726 円 / 2014 年度 24,381,137 円

## ○ 支出概要

調査研究費	116,424円
-------	----------

◎調査研究に要した市内交通費（ガソリン代、駐車料、タクシー代、公共交通）を支出している。

### 【市内交通費と管外旅費の考え方】

（市内交通費） ◎1 ヶ月間で使用した市内交通費を、「調査研究活動に要したもの」「調査

研究活動以外の議員活動に要したもの」「私的に使用したもの」に分類し、調査研究活動に要したものを政務活動費にて支給する。具体的には、①駐車料・有料道路通行料は、領収書を添付し、調査項目を明記の上、実費支給する。有料道路で ETC を利用した場合は、日時や利用区間のわかる明細を提出する（今期は、有料道路通行料は発生していない）。

②タクシーについては、使用する合理的理由がある場合のみ認め、その理由と経路を明記する。

③ガソリン代で、調査研究活動とそれ以外の活動の移動距離の実測が困難な場合は、そのガソリン代の合計金額から、議会開催日の「自宅～市議会」間の経費を控除した上で、その額の 3 分の 1 を政務活動費より支給する（調査研究活動、それ以外の議員活動、私的なもの、の 3 通りの使用が含まれると考えられるため）。

具体的には、その月の議会開催日（①本会議、②常任委員会、③調査特別委員会、④予算・決算等審査特別委員会、⑤議運）の日数と、自宅～市議会の往復距離に、燃料代 37 円（1 Km 移動する際の燃料代 ※市議会の「手引書」による）をかけた額を、その月のガソリン代合計額から差し引いた上で、その 3 分の 1 を支給額とする。

④地下鉄、バス、JR 等の交通機関を利用した場合は、所定の様式（交通機関利用記録簿）に記載し、議会開催日分を除いて、実費支給する。

◎市内の調査は、調査項目を「市内交通費精算書」に記載しているが、その対象、相手先は公表を控えている。

※上記の「調査研究活動以外の議員活動に要したもの」は領収書を添付の上、議員個人が拠出し議員団で管理している別会計から支給している。「私的に使用したもの」は議員個人が各自負担しているが、それを証明できるよう、領収書等を個人の責任で一定期間保管している。

**(管外旅費)** ◎出張旅費は交通費(鉄道賃、航空券等)と宿泊費を、領収書添付の上で実費精算としている。但し、宿泊費は、市旅費規程の「7級以下5級以上」の金額である13,100円を上限としている。

◎現地交通費の考え方は市旅費規程に準じ、金額は実費精算とし、交通機関利用記録簿を添付している。日当は、市旅費規定に準じ、日額3,300円(補助員は2,600円)としている。グリーン料金は支出していない。

◎早朝、深夜の日当加算はしていない。

**【今期、経費計上した出張】**

- ・今期は出張しての管外調査は、おこなっていない。

<b>研 修 費</b>
--------------

<b>792,660円</b>
-----------------

◎市内や管外でおこなわれる研修会、学習会、セミナー等への参加費用を支出している。

管外旅費の考え方は上記の調査研究費と同様。

**【今期、経費計上した出張】**

- ・子ども・子育て新制度の基本構造、認定こども園と保育所・幼稚園の関係、保育の公定価格等について学ぶため、保育研究所主催「地方議員セミナー」に参加(8/19~8/20、神戸市)。
- ・生活保護下の住宅政策、子どもの貧困対策等について学ぶため、「第7回生活保護問題議員研修会」に参加(8/21~8/22、神戸市)。
- ・子ども・子育て新制度の基本構造、認定こども園と保育所・幼稚園の関係、保育の公定価格等について学ぶため、保育研究所主催「地方議員セミナー」に参加(8/22、東京都新宿区)。
- ・「人口減少問題」と「地方創生」、マイナンバー制度について等を学ぶため、自治体研究社主催「第33回市町村議会議員研修会 inYOKOHAMA」に参加(8/24~8/25、横浜市)。

<b>会 議 費</b>
--------------

<b>5,600円</b>
---------------

◎議員団の会議は議員団事務所を使うようにしており、その際の駐車料を支出している。

◎会議に伴う飲食関係費用は自費でまかない、政務活動費からは支出していない。

<b>要請・陳情活動費</b>	<b>0円</b>
-----------------	-----------

◎今期は要請活動のための出張は、なし。

<b>資料作成費</b>	<b>395,005円</b>
--------------	-----------------

◎議会控室でのコピー代を支出している。調査研究以外に使用した分は帳簿に記載し、別会計または個人で負担しており、政務活動費からは支出していない。

◎(株)ジー・サーチ社のデータ検索システムによる新聞記事等の検索料と、その年会費を支出している。

◎財政分析資料（2013年度分）の作成料を支出している。

<b>資料購入費</b>	<b>276,308円</b>
--------------	-----------------

◎定期購入資料

新聞：「河北」「朝日」「読売」「毎日」「日経」「農業新聞」「赤旗」

法令集（追録）：「判例通達 実務大六法」

雑誌：「議会と自治体」「経済」「前衛」「月刊 介護保険」「月刊 保育情報」

住宅地図：仙台市青葉区、若林区版

諸団体機関紙・誌：「平和新聞」「原水協通信」「新婦人しんぶん」「建築とまちづくり」「国保新聞」「げんぱつ」他

◎不定期購入資料（諸団体刊行雑誌、書籍等）適宜必要に応じて購入した。

『地域医療を支える自治体病院』『マイナンバー制度 番号管理から住民を守る』『改訂介護保険法と自治体の役割』『市町村から国保は消えない』『かんたん Word Press 入門』『生活保護の手引き』

<b>広報広聴費</b>	<b>1,532,388円</b>
--------------	-------------------

◎『市議団ニュース』（No.589～No.602）の印刷代を支出した。

◎介護アンケートと返信用封筒の印刷代を支出した。

◎介護アンケートの宛名ラベル代、返信用封筒の切手代を支出した。

◎介護アンケートの郵送料を支出した。

◎市議団ホームページのリニューアルに伴い、その作業料とサーバーレンタル料を支出した。

◎旧市議団ホームページのサーバー管理料を支出した。

◎国保学習会のための会場使用料と設備費、チラシ印刷代を支出した。

◎ホームページ用動画撮影のための取材費（交通費）を支出した。

<b>人件費</b>	<b>3,422,982円</b>
------------	-------------------

◎政務調査員2名を配置し、給与と一時金、交通費を支出している。

脇本 ひろみ（仙台市在住）

- ◎政務調査員は、市議団控室に常勤しており、毎日出勤簿をつけている。
- ◎党市議団は、社会保険事務所から法人事業所として認定されていないため、社会保険に加入していない。そのため、政務調査員2名は党宮城県委員会の雇用となっており、党県委員会と市議団の間で、調査研究活動の補助にあたるという内容の覚書を交わしている。
- ◎調査研究以外の業務に携わることもあるため、それに要した時間を出勤簿に記録している。その割合は例年1割に満たないため、給与の9割を政務活動費から支出している。なお、調査研究以外の業務が1割を超えた場合は、その割合に応じて按分している。

＜政務調査員の業務内容＞

- 議員の調査活動、政策立案活動の補助…新聞・書籍からの情報収集と資料作成。インターネット上の自治体資料や地方政治に関わる資料収集等。
- 広報広聴活動…市議団ニュースの作成。党市議団のホームページの更新、管理。市政アンケートの集計・分析等。電話やFAX、メール、対面による市民や団体からの意見・要望の聴取等。
- その他…研修会参加や研修会開催の準備と補助。会議開催に必要な資料の作成、準備等。事務所の維持・管理のための事務処理等。

<b>事務所費</b>
-------------

<b>1, 734, 634円</b>
---------------------

- ◎市議団、または議員個人の契約で、市内8箇所にも事務所を設置している。
- ◎家賃は下記の通りだが、調査研究以外の目的での使用も考えられるため、2分の1に按分した額を支出している。また、選挙期間中（当該事務所が「選挙事務所」になった場合は事務所開きから投票日まで、それ以外の選挙は公示・告示から投票日まで）は、日割り計算の上、政務活動費からは支出していない。
- ◎駐車場賃借料、事務所の光熱水費も家賃同様、目的外の使用分を按分して支出している。選挙期間中も同様である。
- ◎本町事務所については、県議団・市議団合同で使用する政務調査のための事務所であるため、家賃や光熱水費は2分の1按分の上、支出している。また、月に一度おこなっている法律相談活動（党後援会主催）については、1時間あたり500円の使用料を受け取っており、政務活動費からは支出していない。
- ◎宮城野区事務所は、党仙台東地区委員会と共同使用となっているため、面積比率により費用の1/4を政務活動費で支出している。

	所在地	借主	家賃(月額)	備考
西多賀事務所	仙台市太白区西多賀4丁目5-26	嵯峨サダ子	80,000円	
吉成事務所	仙台市青葉区吉成1丁目16-8	花木 則彰	80,000円	
泉事務所	仙台市泉区八乙女中央4-6-20-A号	ふるくぼ和子	172,800円	駐込
中田事務所	仙台市太白区中田1丁目7-48	ふなやま由美	72,000円	駐,水道込
宮城野区事務所	仙台市宮城野区原町5丁目5-27	高見のり子	85,000円	管理費込
宮町事務所	仙台市青葉区宮町2丁目1-73-1F	すげの直子	108,000円	
若林区事務所	仙台市若林区荒町62	党市議団	70,000円	
本町事務所	仙台市青葉区本町2丁目17-21-2F	党市議団	120,960円	県議団共用

<b>事務費</b>
------------

<b>442,722円</b>
-----------------

- ◎市議団控室の電話回線のうち、ファックス用とインターネット用の料金、フレッツ光料金を支出している。
- ◎各事務所の電話代は、調査研究活動以外の使用も考えられるため、2分の1按分の上、支出している。また、選挙期間中(当該事務所が「選挙事務所」になった場合は事務所開きから投票日まで、それ以外の選挙は公示・告示から投票日まで)は、日割り計算の上、政務活動費からは支出していない。
- ◎本町事務所については、県議団・市議団合同で使用する政務調査のための事務所であるため、電話代は2分の1按分の上、支出している。
- ◎議員の携帯電話料金は目的外使用もあることから、料金を2分の1に按分し、なおかつ上限を設定(1ヵ月12,000円)し、支出している。
- ◎携帯電話機買い替えの際は、端末代の3分の1を政務活動費から支出している。
- ◎議会中継放映用のケーブルテレビの回線使用料を支出している。
- ◎郵送料、切手代など各種資料送付料を支出している。
- ◎控室で使用するコピー用紙、事務用品、消耗品(プリンターインクなど)代を支出している。
- ◎本町事務所のインターネット利用料を支出している。なお、本町事務所の常設パソコンは、市議団が購入・管理しており、県議団は使用していないため、その費用は按分せずに全額支出している。
- ◎議会中継等の録画用DVDを購入した。

以上